

(名 称)

第 1 条 本会は、鳴瀬川総合開発環境検討委員会（以下、「委員会」という。）という。

(目 的)

第 2 条 委員会は、鳴瀬川総合開発事業（鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設（再開発）に係る範囲において、鳴瀬川総合開発工事事務所が実施する環境に関する調査検討（現況の評価、事業による影響、及び影響の低減対策等）について、専門的な知見から技術的な指導、助言を行うことを目的とする。

(設 置)

第 3 条 委員会は、東北地方整備局鳴瀬川総合開発工事事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(委員会)

第 4 条 委員会の委員は、別紙－ 1 に示す構成員とし事務所長が委嘱する。また、委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。なお、委員の代理出席は認めない。

2. 委員会は、委員会の承認により委員以外の者に参加を求めることが出来る。
3. 委員会は、必要と認める場合には具体的に候補者を選定のうえ、委員として追加するよう事務所長に要請することが出来る。
4. 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会には委員長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
3. 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
4. 委員長に事故がある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議 事)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2. 委員会は委員総数の半数以上の出席をもって成立する。
3. 委員長は、やむを得ない理由により委員会を開催できないと認めるときその他正当な理由があると認めるときには、書面、その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(委員会の指導・助言)

第7条 委員長は、以下の事項について委員会の意見を取りまとめ、事務所に対して委員会の技術的な指導・助言を述べる。

ア. 環境影響評価に関する事項

イ. その他鳴瀬川総合開発事業に係る環境調査検討の実施に必要な事項

(事務局)

第8条 委員会の事務局を、鳴瀬川総合開発工事事務所 調査設計課に置く。

(規約の改定)

第9条 本規約の改定は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第10条 本規約に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(附 則)

第11条 本規約は平成28年2月9日より施行する。

本規約は平成31年1月10日に施行する。

本規約は令和2年11月25日に施行する。

本規約は令和3年11月29日に施行する。

## 鳴瀬川総合開発環境検討委員会 名簿

※順不同 敬称略

所 属 等	氏 名	備 考
【委員長】 岩手県立大学名誉教授 東北鳥類研究所 所長	由井 正敏	生物学（猛禽類） 【動物、生態系】
日本大学 工学部土木工学科 准教授	梅田 信	環境水理学 【水質】
宮城教育大学 教職大学院 教授	斉藤 千映美	生物学（哺乳類） 【動物、生態系】
【第 5 条第 4 項に定める代行者】 仙台大学名誉教授	宍戸 勇	生物学（底生動物） 【動物】
石巻専修大学 理工学部生物科学科 教授	根本 智行	植物分類学 【植物、生態系】
NPO法人シナイモツゴ郷の会 副理事長	高橋 清孝	生物学（魚類） 【動物】
宮城教育大学 教育学部 教授	溝田 浩二	生物学（昆虫類） 【動物】

※備考は本委員会における助言分野